

## 給食業務委託契約書（案）

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 委託業務の名称          | 令和8年度～令和10年度 滋賀県立精神医療センター給食業務委託                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2 委託業務の内容          | 別添の滋賀県立精神医療センター給食業務委託仕様書のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3 契約金額<br>(委託料)    | <p>(1) 管理費<br/>月額 金〇〇〇〇〇円<br/>(うち消費税および地方消費税の額 〇〇〇円)</p> <p>(2) 給食材料費<br/>次の1食当たりの単価に当該月のそれぞれの実績数量を乗じて得た額の合計額（当該合計額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>ア 入院患者食（一般食・特別治療食）<br/>朝食 1食当たり 〇〇円<br/>(うち消費税および地方消費税の額 〇〇円)<br/>昼食 1食当たり 〇〇円<br/>(うち消費税および地方消費税の額 〇〇円)<br/>夕食 1食当たり 〇〇円<br/>(うち消費税および地方消費税の額 〇〇円)</p> <p>イ 検食およびデイケア食<br/>前記アの該当の単価を適用する。</p> |
| 4 委託業務<br>の履行期間    | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 5 委託業務<br>の履行場所    | 滋賀県立精神医療センター（滋賀県草津市笠山八丁目4番25号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6 契約保証金<br>(第4条関係) | 免 除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7 その他特記事項          | な し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

上記の給食業務委託について、発注者、受注者および業務代行保証人は、各々の対等な立場における合意に基づき、別添の条項により契約を締結する。

なお、本契約の証として本契約書を3通作成し、発注者、受注者および業務代行保証人が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和    年    月    日

発注者    滋賀県守山市守山五丁目4番30号  
滋賀県病院事業庁（精神医療センター）  
滋賀県病院事業庁長    正 木 隆 義

受注者    ○○○○  
○○株式会社  
代表取締役    ○   ○   ○   ○

業務代行保証人

(総則)

第1条 発注者および受注者は、標記の契約書およびこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は本契約の目的である委託業務を履行期間において履行し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書および仕様書等における期間の定めについては、この契約書または仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。

(善管注意義務)

第2条 受注者は、委託業務の履行に当たり関係法令等を遵守するとともに、発注者の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもって適切に委託業務を実施しなければならない。

(遵守事項)

第3条 受注者は、委託業務の履行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、医療法（昭和23年法律第205号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）のほか、労働関係法規その他の関係法令を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）を遵守して委託業務を行わなければならない。

(3) 受注者は、別添仕様書のほか、受注者が提出した提案書を遵守して、誠実かつ適正に委託業務を行わなければならない。

(4) 受注者は、委託業務を毎日行うものとし、いかなる理由があっても中断してはならない。

(5) 受注者は、発注者から委託業務に関し指示を受けた場合は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の確認および調査等)

第5条 受注者は、委託業務の履行期間中の毎食、委託業務が完了したときは、発注者に届け出てその確認を受けなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の遂行状況について受注者に報告を求め、または調査をすることができる。

3 発注者は、前2項の確認または調査等の結果、改善すべき事項があると認めたときは、受注者に対して改善を求めることができる。

4 受注者は、発注者から前項の改善を求められたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(委託料の請求および支払)

第6条 受注者は、毎月の業務終了後、1か月ごとの実績に基づき委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して、その未払金額につき、遅延日数に応じ、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

4 前金払および部分払は、これを行わない。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 受注者は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第8条 受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受注者は、あらかじめ発注者に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

2 発注者は、受注者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受注者が負うものとする。

4 再委託を行う場合において、第18条および第19条の規定は、再委託先(再委託を行う第三者をいう。以下同じ。)において準用する。

(契約内容の変更)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、本契約の内容を変更することができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、発注者および受注者が協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

(特別な事情による契約金額の変更)

第10条 受注者は、履行期間中に市場価格等の上昇その他の予期することのできない特別な事情により契約金額が著しく不相当となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の申出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。

3 第1項に定める申出を受けて発注者および受注者が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、正当な理由がないにもかかわらず、委託業務に着手すべき期限を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 受注者が、本契約に違反し、その違反により契約を適正に履行することができないと認められるとき。

(3) 受注者が、その責めに帰すべき事由により、委託業務を適正に継続できる見込みがないと認められるとき、または委託業務を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 受注者が、発注者または第三者に対し、故意または重大な過失により不正または不誠実な行為を行ったとき。

(5) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(6) 受注者、受注者の役員等(受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を第8条の規定による再委託の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対し当該再委託の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(8) 受注者について、破産、特別清算、民事再生または会社更生などの倒産手続が開始されたとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）に違反したとき。

2 発注者は、前項の場合において、催告等何らの手続きを経ることなく即時に本契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じることがあっても、発注者はその損害を賠償しないものとする。

3 受注者は、前2項の規定により契約が解除されたときは、委託料のうちの管理費6か月分に相当する金額の違約金を発注者の指定する期間内に発注者に対し支払わなければならない。

4 受注者は、第1項および第2項の規定により契約が解除されたときは、第22条の規定により使用していた調理施設および設備等を発注者に対し速やかに返還し明け渡さなければならない。

#### （受注者の解除権）

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により、発注者が委託業務の履行を中止せようとする場合において、その中止期間が委託業務の履行期間の2分の1以上に及ぶとき。

(2) 第9条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が3分の2以上減少することとなったとき。

(3) 発注者が契約に違反したため、委託業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

#### （契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第13条 第11条第1項または前条第1項の規定により契約を解除した場合において、委託業務の履行部分があるときは、発注者は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

2 前項の場合において、委託料のうち管理費は日割りにより計算する。

#### （損害賠償責任）

第14条 受注者は、委託業務の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者または第三者に損害を生じさせたときは、直ちに、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、前項に係る損害賠償を担保するため、賠償責任保険に無保険期間が生じないように委託業務の履行期間を通して加入しなければならない。

3 受注者は、前項の賠償責任保険に加入していることを証する書面の写しを、本契約締結時に発注者に提出しなければならない。委託業務の履行期間中に当該賠償責任保険契約を更新した場合も同様とする。

#### （遅延利息の請求）

第15条 受注者が本契約に基づく賠償金または違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、受注者に対して、その未払金額につき、遅延日数に応じ、その支払期限の日の翌日現在にお

ける政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

(業務実施体制等)

第16条 受注者は、委託業務の実施に係る責任者および従事者を定めて実施体制を確立するものとし、発注者が求めるときは、責任者および従事者の氏名等を明記した実施体制表を発注者に提出しなければならない。委託業務の履行期間中に実施体制に変更があった場合も同様とする。

2 受注者は、再委託に係る発注者の承認を得た場合は、第8条の規定による再委託先についても実施体制表に含めるものとする。

(業務従事者の労務管理)

第17条 委託業務の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、受注者が行うものとする。なお、発注者の調理施設内での業務従事者の服務規律等については、発注者および受注者が協議の上決定する。ただし、この場合にあっては、委託業務の従事者に対する指揮命令は、受注者が行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 受注者は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項(別紙1)を守らなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 受注者は、発注者から秘密と指定された事項および委託業務の履行に際し知り得た秘密もしくは秘匿すべき情報(以下「秘密情報」という。)を発注者の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。

2 受注者は、前項の規定を遵守させるため、委託業務に係る発注者の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものとする。

3 受注者は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に届け出て発注者が指示する措置を講じなければならない。

(誓約)

第20条 受注者は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨に則り、第11条第1項第6号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書(別紙2)のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第21条 受注者は、本契約の履行に当たり第11条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

(調理施設および設備等の使用)

第22条 発注者は、受注者が委託業務を遂行するために必要な範囲において、調理施設および設備等を無償で使用させるものとする。

2 受注者は、前項の規定により調理施設および設備等を使用する場合は経費の節減に努めるとともに、これを委託業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

3 受注者は、調理施設および設備等を善良なる管理者の注意義務をもって使用するとともに、衛生管理に万全の注意を払い、食中毒等の発生を防止しなければならない。

4 受注者の責めに帰すべき事由により、調理施設および設備等について修理・交換等の必要が生じたときは、受注者は、発注者の許可を得て、受注者の負担により必要な対応を行わなければならない。

(委託業務の代行)

第 23 条 受注者は、火災、労働争議、業務停止により委託業務の全部または一部の遂行が困難となった場合に備え、代行保証の体制を整備しなければならない。

2 受注者の申し出により発注者が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、業務代行保証人は受注者に代わって委託業務を代行しなければならない。

ただし、この場合であっても、受注者の本契約に基づく義務は免責されない。

3 受注者は、委託業務の遂行が再開できる場合は、速やかに業務を代行保証人から移行し、委託業務を自ら実施しなければならない。

(事故等の報告)

第 24 条 受注者は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）

を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 受注者は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに発注者に提出し、発注者の指示に従わなければならない。

(管轄裁判所)

第 25 条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約費用)

第 26 条 本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(その他)

第 27 条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県病院事業会計規程の定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受注者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 受注者は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 受注者は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡され、または受注者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、発注者の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 受注者は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第10 発注者は、受注者がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 受注者は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第13 発注者は、受注者が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。